

## 山形県高等学校教育研究会工業部会 規約

- 第1条 本会は山形県高等学校教育研究会工業部会と称し、事務局を会長所在の学内におくことを原則とする。
- 第2条 本会は会員の研修を推進し、工業教育の振興を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- 1 教育課程、学習指導等の研究に関する事項
  - 2 研究会、講習会の開催
  - 3 その他本会の目的を達成するために必要な事項
- 第4条 本会は工業に関する学科をおく山形県内の高等学校をもって組織する。
- 第5条 本会は次の役員をおく。役員の任期は1年とする。但し再任は妨げない。  
部会長 1名 理事 若干名 監事 2名
- 第6条 役員の選出は次のとおりとする。
- 1 部会長は加盟学校長の中から理事会において選出する。
  - 2 理事は各校から推薦により選出する。
  - 3 監事は理事会において選出する。
- 第7条 役員の任務は次のとおりとする。
- 1 部会長は本会を代表し、会務を統括する。
  - 2 理事は各校を代表し、本会の重要事項を審議する。
  - 3 監事は会計を監査する。
- 第8条 本会の事務局を部会長所属校におくことを原則とする。
- 1 事務局員は部会長が委嘱する。
  - 2 事務局員は本会の庶務会計を担当する。
- 第9条 理事会は部会長がこれを招集し、次の事項を審議する。
- 1 予算及び決算
  - 2 役員の改選
  - 3 事業に関すること
  - 4 規約の改廃
  - 5 その他重要な事項
- 第10条 本会に専門部をおく。  
専門部会に関する規定は別にこれを定める。
- 第11条 本会は前条に定めるもののほかに必要に応じて研究部会をおくことができる。  
研究部会に関してはすべて理事会において定める。
- 第12条 本会の経費は会費、助成金及びその他の収入をもってこれに当てる。
- 第13条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本会に次の簿冊を備える。
- 1 規約
  - 2 加盟校名簿
  - 3 役員名簿
  - 4 会計簿
  - 5 会議録
  - 6 事業記録
  - 7 その他必要な簿冊
- 第15条 本規約は昭和27年4月1日より施行する。
- 昭和28年6月26日  
理事会において第5条及び第6条一部修正削除
- 昭和37年9月4日  
理事会において部会に関する規定一部修正
- 昭和39年6月11日  
理事会において会の名称、第5条等の修正
- 昭和50年2月20日  
理事会において第2、3、6、7、9、10、11、12、13条一部改正  
第8、16条削除  
学科別部会に関する規定 第1、2、3条一部改正  
第4条削除
- 昭和57年5月11日  
理事会において専門部会に情報技術教育部会を設け、学科別部会を専門部会に改正
- 平成14年4月22日  
理事・代表者会において  
第1、第5、第6、第8条一部改正  
第7条2項削除

## 専門部会に関する規定

第1条 専門部会は次のとおりとする。

- 1 機械関係科部会
- 2 電気関係科部会
- 3 土木関係科部会
- 4 建築関係科部会
- 5 化学関係科部会
- 6 繊維関係科部会
- 7 情報技術教育部会

第2条 専門部会は当該学科に所属する教員をもって組織する。

第3条 専門部会の運営に関する事項は当該部会において定める。